

名芸クリエイツ北名古屋教室会則

(株式会社クレアーレ役務提供契約約款)

この会則は、株式会社クレアーレが運営する教室に限り適用させていただきます。

第1章 総則

第1条 (目的)

1. この約款は、株式会社クレアーレ（以下「当社」といいます。）がおお客様との間に締結する役務提供契約（以下「本契約」といいます。）及び本契約に基づき当社が運営する名芸クリエイツ北名古屋教室（以下「当教室」といいます。）がおお客様に提供する各種教育に関する役務（以下「本サービス」といいます。）に関し共通する事項を定めることを目的とします。
2. 本契約及び本サービスについては、当社がおお客様との間に締結する契約に特別の定めがある場合を除くほか、この約款の定めるところによります。
3. 当教室の範囲は別表に記す教室群を指すこととし、別表に記載されていない教室については本会則を適用しないこととします。

第2条 (定義)

この約款において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによります。

- (1) 入会 当教室の生徒でない方が新たに当教室の生徒となることをいいます。
- (2) 開講科目 当教室において開講する科目をいいます。
- (3) 受講 開講科目を受講することをいいます。
- (4) 入会金 おお客様が当教室に入会の際に必要な登録料をいいます。
- (5) 事務手数料 入会手続に関する事務費用をいいます。
- (6) 受講料 おお客様が当教室のレッスンを受講するための料金をいいます。
- (7) 受講科目 おお客様が受講する開講科目をいいます。
- (8) 担当講師 各開講科目の授業の指導を担当する講師をいいます。
- (9) 生徒 当教室に入会し、1つ又は複数の開講科目を受講するおお客様をいいます。
- (10) 年度 毎年4月1日から翌年3月31日までの期間をいいます。
- (11) 休会 受講科目の受講を中断することをいいます。
- (12) 復会 休会中の生徒が受講科目の一部又は全部の受講を再開することをいいます。
- (13) 退会 受講科目の全部の受講を取り止め、当教室の生徒としての地位を喪失することをいいます。

第2章 入会

第3条（入会の申込）

1. 当教室に入会を希望する方（以下「入会希望者」といいます。）は、入会しようとする月の前月末日までに当教室が定める方法により入会申込を行い、入会金及び事務手数料を支払う方法により、入会の申込みをするものとします。
2. 前項の申込みは、当社に対する本契約の申込みとみなします。
3. 第1項の規定にかかわらず、特別の事情があると当教室が認める場合には、入会希望者は、同項に規定する期限以後であっても同項の申込みをすることができるものとします。ただし当該月の初回授業日以前の申込みに限らせていただきます。
4. 第1項の事務手数料の額は、入会の申込により1届出1, 000円に消費税額を加算した額とします。
5. 第1項の入会金（第7条規定）は、退会する最終受講月から1年未満の再入会は免除するものとします。

第4条（入会の許可等）

1. 当教室は、前条第1項の規定による申込みがあったときは、遅滞なく、これを審査し、次の各号のいずれにも該当すると認める場合には、その入会を許可するものとします。
 - (1) 入会希望者が未成年者の場合にあつては、その法定代理人（親権者又は未成年後見人をいいます。）が本人を代理してその申込みをするものであること。
 - (2) 入会希望者が成年被後見人の場合にあつては、その法定代理人（成年後見人をいいます。）が本人を代理してその申込みをするものであること。
 - (3) 入会希望者（当該入会希望者が未成年者又は成年被後見人の場合にあつては、その法定代理人（以下「保護者」といいます。）。以下この条（次項第1号及び第2号を除きます。）、次条、第6条第2項及び第7条において同じです。）がこの約款に同意し、この約款の規定を遵守することを確約するものであること。
 - (4) 入会希望者が当社に対し次の各号に掲げる事項を確約するものであること。
 - ア 自らが、反社会的勢力（暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者若しくは暴力団準構成員又は暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ若しくは特殊知能暴力集団等の構成員その他これらに準ずる者をいいます。以下同じです。）ではないこと。
 - イ 第1号又は第2号の場合において、入会希望者の法定代理人が法人の場合にあつては、当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいいます。）が反社会的勢力ではないこと。
 - ウ 反社会的勢力に自己の名義を利用させて本契約の申込みをするものでないこと。
 - エ 自ら又は第三者を利用して、次の①及び②に掲げる行為をしないこと。
 - ① 当社（当社の役員及び使用人並びに当教室の職員、講師、生徒及びその他の利用者を含みます。以下②において同じです。）に対し、脅迫的な言動又は暴力を用いる行為
 - ② 偽計又は威力を用いて当社の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為

2. 前項の規定にかかわらず、当教室は、次の各号のいずれかに該当する場合には、入会を許可しないことができるものとします。
 - (1) 当該入会希望者が前項各号に反する事実があると認めるに足りる相当の理由がある場合。
 - (2) 当該入会希望者が精神上の障がいにより事理を弁識する能力を欠き、又はその能力が著しく不十分であることにより本サービスの利用に堪えることができないと当社が判断した場合（前項第2号に該当する場合を除きます。）
 - (3) 当該入会希望者が疾病又は身体上の障がいその他の事由により本サービスの利用に堪えることができないと当教室が判断した場合。
 - (4) 前3号に掲げる場合のほか、当該入会希望者に入会を許可することが適当でないとして当教室が判断した場合。
 - (5) 第32条の禁止事項を著しく守れない場合。また過去において第32条を守れなかった者。
3. 前項の規定により当教室が入会を許可しない場合であっても、当教室は、その理由を入会希望者に教示する義務を負わないものとします。

第5条（入会申込書控え）

1. 当教室は、前条第1項の規定により入会を許可したときは、次に掲げる事項を記載した入会申込控えを入会希望者に交付する方法により、速やかに、これを通知するものとします。
 - (1) 代表者名
 - (2) 代表者住所
 - (3) 申込日
 - (4) 入会日
 - (5) 生徒名
 - (6) 担当講師名
2. 前項の通知は、第3条第2項の規定によりみなされた本契約の申込みに対する承諾の通知とみなします。
3. 本契約は、当教室が入会希望者に宛てて第1項の通知を発したときに成立するものとします。

第6条（入会）

1. 第4条第1項の規定により入会の許可を受けた入会希望者は、その許可の日が属する月の翌月1日に、当教室に入会するものとします。
2. 前項の規定にかかわらず、特別の事情があると当教室が認める場合において、入会希望者と当教室が前項の規定とは異なる合意をした場合には、当該合意で定めた日を入会の日とすることができるものとします。

第7条（入会の手続）

1. 第4条第1項の規定により入会の許可を受けた入会希望者又は前条第1項の規定により当教室に入会した生徒（当該生徒が未成年者又は成年被後見人の場合にあってはその保護者。以下も同様とします。）は、入会後最初に到来する月謝振替日に、入会金及び事務手数料、各受講科目の初月分（または次月分）の月額受講料をあらかじめご登録いただいた支払い方法（口座振替またはクレジットカード決済等）によりお支払いいただきます。

2. 前項の入会金（以下単に「入会金」といいます。）の額は、5,000円に消費税額を加算した額とします。
3. 入会と同時に複数の開講科目を受講する場合における入会金の額は、各受講コースの入会金のうちいずれかの額とし、入会金について複数コース分を支払う必要はありません。

第8条（入会の辞退）

1. 第3条第1項の規定により入会の申込みをした方であって、当教室が第5条第1項の通知を発した後に入会の辞退を希望する方（その方が未成年者又は成年被後見人の場合にあってはその保護者。以下「入会辞退希望者」といいます。）は、第6条の規定により入会をすべき日の前日までに、入会辞退申出書を当教室に提出する方法により、入会の辞退を申し出なければなりません。
2. 当教室は、入会辞退希望者から前項の申出があったときは、当該入会辞退希望者に対し、違約金として、入会時納入金に相当する額を請求することができるものとします。ただし、第3条第1項の入会金については、第5条第1項の通知を発する前であっても請求することができるものとします。
3. 第1項の申出は、本契約の解約の申出とみなします。この場合において、本契約は、申出のあった日が属する月の翌月末日に終了するものとします。ただし、当教室が前項の規定による違約金の請求を妨げません。

第3章 受講料

第9条（月額受講料）

各開講科目の月額受講料は、別表のとおりとします。

第10条（受講料の支払）

1. 生徒は、各月分の月額受講料をクレジットカード決済、口座振替、又は当教室が別に定める所定の方法により当教室に支払うものとします。
2. 前項のクレジットカード決済をご利用の場合、月謝の決済処理は受講各月前の毎月末日に行います。なお、実際の引き落とし期日（以下「引落期日」といいます。）はご利用カード会社の規定に準じます。口座振替による振替口座からの引落期日は、受講各月前の27日（その月の27日が土曜日、日曜日又は祝日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する祝日を含みます。）の場合にあっては27日以後最初に到来する平日。）とします。

第4章 受講

第11条（受講開講日）

各開講科目の受講開講日は、当教室が別に年度ごとに定めるレッスンカレンダーによるものとします。なお、各開講科目の具体的な開講日は、開講科目又は担当講師により異なる場合があるため、生徒は、当該レッスンごとに別途定める日程に従うものとします。

第12条（開校時間）

当教室の開校時間は、次の表の左欄に掲げる曜日の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる時間とする。

平日	午後14時30分から午後20時00分まで
土曜日	午前8時00分から午後20時00分まで

第13条（所定受講回数及び所定受講時間）

各開講科目の所定受講回数及び所定受講時間は、別表のとおりとします。

第14条（補講及び代講）

1. 傷病その他やむを得ない事由により担当講師がレッスンをすることができない場合には、当教室が別に定める日に、当該レッスンの補講をするものとします。
ただし、当該担当講師が補講をすることが困難であると当教室が認める場合には、他の講師が担当講師に代わってその授業をすることができるものとします。
2. 前項本文の規定にかかわらず、傷病その他やむを得ない事由により担当講師がレッスンを行うことができない場合における補講は、他の開講日における受講を時間延長する方法により行うことができるものとします。

第15条（欠席）

1. 生徒は、レッスンを欠席しようとする場合には、事前に、その旨及び当該生徒の氏名並びに欠席しようとする受講科目の名称、担当講師の氏名及び開講時間を当教室又は担当講師に連絡しなければなりません。
2. 生徒が自身の都合でレッスンを欠席した場合は、当該授業の補講はできないものとします。授業料の返金はしないものとします。

第16条（授業中の呼出し及び伝言）

やむを得ない理由又は緊急の必要性がある場合を除くほか、レッスン中に生徒を呼出し、又は生徒に伝言をすることはできません。

第17条（暴風警報発令時における措置）

1. 北名古屋市内に暴風警報が発令されている場合には、すべてのレッスンを休講とします。
2. 受講中に北名古屋市内に暴風警報が発令された場合には、直ちに、すべてのレッスンを中止します。
3. 北名古屋市内に発令されていた暴風警報が午前5時までに解除された場合には、レッスンを開講します。
ただし、午前5時までに解除されないときは、その日に開講すべきすべてのレッスンを休講とします。
4. 前項本文の規定にかかわらず、担当講師が公共交通機関の運休等により出校することができない場合には、その日の授業は休講とし、後日当教室が別に定める日に、当該レッスンの補講をするものとします。

第18条（特別警報発令時における措置）

北名古屋市内に特別警報が発令されている場合には、前条の規定を準用します。

第19条（その他の気象警報発令時における措置）

北名古屋市内に大雨警報又は洪水警報その他の気象警報（暴風警報及び特別警報を除きます。）が発令されている場合には、通常どおりレッスンを開講します。

第20条（南海トラフ地震臨時情報発令時等における措置）

1. 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）及び、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表され、又は地震警戒宣言が発令された場合には、すべてのレッスンを休講とします。
2. 受講中に南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）及び、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表され、又は地震警戒宣言が発令された場合には、直ちに、すべてのレッスンを中止します。

第21条（鉄道の運休時における措置）

名鉄犬山線がストライキ・天災等により列車の運行を停止している場合には、レッスンを休講とする場合があります。

第22条（気象警報等により授業が休講となった場合の措置）

1. 第17条から前条までの規定にかかわらず、天災地変その他のやむを得ない事由により当教室がレッスンを開講することが不適当と判断した場合には、一部又はすべてのレッスンを中止し、又は休講とする場合があります。
2. 第17条から前項までの規定によりレッスンを中止し、又は休講とした場合には、その受講料の返金はしないものとします。
3. 第17条から第22条第1項までの規定によりレッスンを休講とし、又は休講としていたレッスンを開講する場合であっても、当教室は、原則として、各生徒に個別にその旨を連絡しないものとします。

第5章 変更等

第23条（記載事項の変更の届出）

生徒は、第3条第2項の入会申込書の記載事項に変更を生じたときは、当教室所定の様式による記載事項変更届出書を当教室に提出する方法により、速やかに、これを届け出なければなりません。

第24条（受講科目等の変更）

1. 生徒は、次に掲げる変更（以下「受講科目等の変更」といいます。）をすることができます。
 - （1）受講科目を増やすこと
 - （2）受講科目を減らすこと
 - （3）違う受講科目に移ること
2. 生徒は、受講科目等の変更をしようとするときは、受講科目等の変更をしようとする月（以下「変更希望月」といいます。）の前月3日までに、当教室所定の様式による受講科目等変更届を当教室に提出する方法により、受講科目等の変更の申出をしなければなりません。
3. 第2項の申出は、当社に対する本契約の変更の申出とみなします。

4. 第2項の規定にかかわらず、特別の事情があると当教室が認める場合には、生徒は、同項に規定する期限以後であっても同項の申出をすることができるものとします。この場合、各変更において変更希望月に必要な追徴又は返金については原則口座振込み（振込手数料は受講者負担）とし、翌日より口座振替、又はクレジットカード決済の料金を変更することとします。ただし、変更の申出ができる最終期日は変更希望月の前月末までとします。

第25条（受講科目の変更の許可）

当教室は、生徒から前条の規定による申出があったときは、遅滞なく、これを審査し、その申出が相当と認める場合には、その変更を許可するものとします。

第26条（受講科目変更届）

1. 当教室は、前条の規定により受講の変更を許可したときは、次に掲げる事項を記載したレッスン変更届の写しを生徒に交付する方法により、速やかに、これを生徒に通知するものとします。ただし、当該変更の内容が同一の受講科目にかかる開講時間の変更その他の軽微な変更（月額授業料の変更を伴わないものに限ります。）である場合には、この限りではありません。
 - (1) 変更の許可の日付
 - (2) 変更の効力が生ずる時期
 - (3) 変更の目的が受講科目を増やすことの場合にあってはその変更にかかる変更後の各受講科目の名称、種類及び月額授業料並びにこれらの合計額
 - (4) 各受講科目の授業の開講曜日、開始時刻及び終了時刻並びに担当講師の氏名
 - (5) この約款に定めのない特約がある場合にあってはその特約
2. 前項の通知は、第24条第3項の規定によりみなされる本契約の変更の申出に対する承諾の通知とみなします。
3. 変更後の本契約は、当教室が生徒に宛てて第1項の通知を発したときに成立するものとします。

第27条（休会）

1. 生徒は、休会をすることができます。
2. 休会を希望する生徒は、休会をしようとする月の前月3日までに、当教室所定の様式による休会届を当教室に提出する方法により、休会の届出をしなければなりません。
3. 休会の期間は、休会開始日から起算して最大2ヵ月単位で届出をすることができます。
4. 休会をした生徒が休会開始日から2ヵ月を経過する日の前月3日までに第29条第1項の届出をしない場合には、休会終了月の翌月1日に自動的に復会するものとみなします。
5. 休会を延長する場合は、休会を延長開始する月が属する月の前月3日までに、当教室所定の様式による休会届を当教室に提出する方法により、休会の届出をしなければなりません。

第28条（復会）

1. 前条の規定により休会をした生徒は、休会開始日から起算して2ヵ月を経過するまでの期間、いつでも、復会をすることができます。
2. 提出期間より早く復会をしようとする生徒は、復会をしようとする月（以下、「復会希望月」といいます。）の前月3日までに、当教室所定の様式による復会届を当教室に提出する方法により、復会の届出をしなければなりません。

3. 前項の届出をした生徒は、復会月より復会をするものとします。
4. 生徒が第1項の規定により復会をする場合において、生徒が希望するときは、当教室は、当該復会後の受講科目の授業がなるべく休会前と同一の開講時間及び担当講師による授業となるよう努めるものとします。ただし、当教室は、これを保証する責任を負いません。

第6章 退会

第29条（退会）

1. 生徒は、退会を希望するときは、退会しようとする当該月の3日までに、当教室所定の様式による退会届を当教室に提出する方法により、退会の届出をしなければなりません。
2. 前項の規定による届出をした生徒は、退会月の末日に、当教室を退会するものとします。
3. 第1項の届出は、当社に対する本契約の解約の申出とみなします。

第30条（本契約の解約）

本契約は、前条第3項の規定によりみなされる本契約の解約月の末日に終了するものとします。

第7章 遵守事項及び禁止事項

第31条（規則等の遵守等）

生徒は、名古屋芸術大学施設を利用するにあたり、この約款その他名古屋芸術大学の定める規則等を遵守するとともに、当教室の職員又は講師の指示に従うものとします。

第32条（禁止事項）

1. 当教室の施設及び敷地内において、次の行為を禁止します。
 - (1) 当教室又は担当講師の事前の承諾を得ずに生徒以外の方（生徒の保護者及び同居の家族その他の親族を含みます。）が教室内に立ち入り、又はレッスンに同席すること。
 - (2) 授業を撮影、録音、又は録画すること（担当講師の事前の承諾を得てする場合を除きます。）。
 - (3) 授業中にみだりに会話をし、又は席を離れ、その他授業の妨げとなる行為をすること。
 - (4) 生徒が感染症（新型コロナウイルス感染症、インフルエンザ、はしか、風しん、溶連菌等）にかかり、医師（専門家）から外出の許可が出ていない場合にレッスンへ出席すること。またこれが原因での欠席についても補講はできないものとします。また、受講料の返金はしないものとし、場合によっては治療証明書を提出いただく場合があります。
 - (5) 当社（当社の役員及び使用人を含みます。）若しくは当教室（当教室の職員、講師、生徒及びその他の利用者を含みます。以下この条において同じです。）又は第三者に対し、次のアからオまでに掲げる行為をすること。
 - ア 脅迫的な言動又は暴力を用いる行為
 - イ 正当な理由なく電話をかけ、郵便物を送り、ファクシミリ装置を用いて送信し、電子メールを送信する行為
 - ウ みだりに話しかけ、又は正当な理由なく面会を要求し、つきまとい、待ち伏せし、進路に立ちふさがり、見張りをし、若しくは後をつける行為
 - エ 本人の承諾を得ずに写真又は映像を撮影する行為

オ アからエまでに掲げる行為のほか、恐怖若しくは不安を覚えさせ、羞恥心を害し、又は迷惑を及ぼす行為

2. 物を投げる行為、叩く行為、大声又は奇声を発する行為、その他著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
3. 当教室の施設又は備品その他の器物を損壊すること。
4. 正当な理由なく刃物又は鉄棒その他の危険物を持ち込むこと。
5. あらかじめ当教室の許可を得ずに物品を販売し、若しくは頒布し、営業をし、金銭を貸借し、勧誘をし、政治的若しくは宗教的な活動をし、又は署名活動をすること。
6. 飲酒若しくは喫煙をし、又は酒気を帯び、若しくは酩酊した状態で立ち入ること。
7. 前各号に掲げる行為のほか、法令の規定又は公の秩序若しくは善良の風俗に違反し、又はそのおそれのある行為をすること。

第8章 補則

第33条（継続）

生徒から毎月3日までに第24条第2項の規定による申出又は第27条第2項、第28条第2項又は第29条第1項の規定による届出がない場合（第24条第4項、第27条第5項、第28条第4項又は第29条第4項の場合を除きます。）には、引き続き翌月も本契約を継続し、当教室に在籍する旨の意思表示があったものとみなします。この場合において、生徒は、翌月中の受講の有無にかかわらず、翌月分の月額受講料を当教室に支払わなければなりません。

第34条（通知）

1. 当教室が生徒に書面又は電子メール及び当教室が指定するソーシャルメディアにより通知をする場合には、入会申込書（入会後に第23条の規定による届出があった場合にあっては当該届出のうち直近のものにかかる届出書）に記載された住所又は電子メールアドレス及び当教室が指定するソーシャルメディア登録者に宛てて通知を発信した時点で当該通知があったものとみなします。
2. 前項の場合において、生徒が第1項の届出を怠ったことその他生徒の責めに帰すべき事由により当教室からの通知が延着し、又は到達しなかった場合には、通常到達すべき時に当該通知が生徒に到達したものとみなします。

第35条（個人情報保護）

当教室は、当教室が保有する生徒の個人情報を、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他の個人情報保護に関する法令及び当教室が別に定める個人情報保護方針の規定（名芸クリエイツ名古屋教室プライバシーポリシーを指します。）に従って管理するものとします。

第36条（生徒の地位の承継及び譲渡）

当教室の生徒としての地位はその生徒の一身に専属するものであって、相続若しくは遺贈により第三者に承継し、又は売買若しくは贈与により第三者に譲渡することができません。

第37条（一般利用者）

当教室は、生徒以外の方（以下「一般利用者」といいます。）が当教室の施設を利用することを認めることができるものとします。

第38条（反社会的勢力の排除）

1. 本契約の存続期間中において、生徒について第4条第1項第4号に反する事実が判明したときは、当社は、何らの催告を要せずして、本契約を解除することができるものとします。
2. 前項の場合には、第29条第1項及び第2項の規定にかかわらず、生徒は、直ちに、当教室を退会するものとします。

第39条（規定外事項）

この約款に定めのない事項については、特約がある場合にあっては当該特約に、特約がない場合又は特約に定めがない場合にあっては日本国の法令又は一般に確立された慣習によるものとします。

第40条（専属的合意管轄裁判所）

この約款及び本契約に関し生じる一切の裁判上の紛争については、名古屋地方裁判所又は名古屋簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第41条（適用範囲）

1. この約款の規定は、すべての入会希望者及び生徒（これらの方の同伴者及びこれらの方が未成年者又は成年被後見人の場合にあってはその保護者を含みます。以下「生徒等」といいます。）に適用するものとします。
2. 第1条並びに第7章及びこの章の規定は、すべての一般利用者（その同伴者及び一般利用者又はその同伴者が未成年者又は成年被後見人の場合にあってはその保護者を含みます。以下「一般利用者等」といいます。）に適用するものとします。この場合において、これらの規定中「生徒」とあるのは、「一般利用者」と読み替えるものとします。

第42条（約款の変更）

1. 当社は、社会情勢・法令改正等により、生徒等又は一般利用者等に対し事前に通知を行うことなく、この約款を変更することができるものとします。この場合において、変更後の約款は、当該変更のあった日からその効力を生ずるものとします。
2. 前項前段の規定によりこの約款を変更したときは、速やかに、当該変更後の約款を当教室の施設内に備え置く方法及び当教室のウェブサイトに掲載する方法により閲覧することができる状態に置くものとします。

附則

（施行期日）この約款は、令和8年4月1日から施行します。

別表

月額授業料は消費税込みの金額になります

開講科目	クラス	所定年間回数	所定受講時間	月額受講料
ピアノ教室	幼稚園	36回	30分 / 1回	7,260円
	小学生			8,470円
	中学生			9,680円
	高校生以上			10,285円
ピアノ教室専門	幼稚園	36回	45分 / 1回	12,705円
	小学生 (1年生～3年生)		60分 / 1回	16,940円
	小学生 (4年生～6年生)			19,360円
	中学生			21,780円
	高校生以上			24,200円
ヴァイオリン教室	幼稚園	36回	30分 / 1回	7,260円
	小学生 (1年生～3年生)			8,470円
	小学生 (4年生～6年生)			9,075円
	中学生			9,680円
	高校生以上			10,285円
ジュニアバンド教室 (個人レッスン)	一般	24回	30分 / 1回	6,600円
				8,800円
				11,800円
キッズダンス教室 (ヒップホップ)	年少～年長グループ	36回	50分 / 1回	5,445円
	小学生グループ			
キッズダンス教室 (ジャズダンス)	年少・年中グループ	24回	50分 / 1回	3,630円
	初級グループ			
	中級グループ			
二胡教室	初級・中級グループ	24回	60分 / 1回	6,050円
	初級・入門グループ		45分 / 1回	
オカリナ教室	中級グループ	24回	105分 / 1回	4,840円
備考				
(1) この表に定めのない開講科目 (当校が臨時に開講するものを含みます。) の月額授業料については、特約で定めるところによります。				
(2) 所定授業時間は、入替に必要な時間を含みます。				
(3) 月額授業料には、原則としてレッスンで使用する教材料金は含まれません。				